HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソーシャル・キャピタルとケイパビリティ：移行過程支援との関連で
Author(s)	宮﨑, 隆志
Citation	社会教育研究, 27, 15-30
Issue Date	2009-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/39925
Type	bulletin (article)
File Information	SAE_002.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ソーシャル・キャピタルとケイパビリティ

−移行過程支援との関連で−

宮　﨑　隆　志

問題の所在

私たちの人生は移行の連続体である。諸個人は生きる過程で様々な出来事に直面しつつ、他者との関係、自己との関係を組み替えていくが、その繰り返しによって、当事者の世界は変容（transform）していく。変容の過程にはそれまでの世界の限界を超えるという契機が含まれており、質が変化するその過程を移行（transition）ということができる。人生はしばしば旅に喩えられるが、異なる世界に身を置き、新しい自己と出会うことが旅ならば、移行は旅と読み替えても良いであろう。

移行をこのように考えると、以下のような基本問題が浮かび上がる。第一は、どのような「旅」が何故選ばれるのかという問題、つまり「旅」の動機に関わる問題である。第二は、「旅」は個人の自由意志に基づいて選択されるにも関わらず、諸個人のライフコースが一定の傾向を伴いつつ分化する過程でもあり、あるコーホートを設定すれば当該集団の分解過程とも言える。それでは分化や分解の傾向を規定しているものは何か。

この問題を考える際には、移行過程における媒介項に着目することが有益であろう。「旅」の動機は、一方では日常生活の中で形成されつつも（例えばストレスからの解放など）、他方では旅の手段や情報という媒体に影響されて生成する。エンゲストロームは移行をコミュニティの境界横断として把握しているが、それに基づけば境界横断の媒介項が移行研究の重要な焦点をなすと言える。

そのような関心から見れば、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）やケイパビリティ（潜在能力）への注目の高まりは興味深い。それらは「経済資本」（個体主義的な論理に基づく）を独立変数とする社会現象の説明図式の限界を強く意識し、主体の対応論理の多元性あるいは非経済要因の重要性を主張しているからである。周知のように、前者は互酬性などの規範までをも問題にし、後者は人間らしく生きる自由を理論構成の基軸に置いている。これにより主体の行為や活動の論理を構造的に把握する可能性が高まるように見える。しかし、それらの概念は、経済政策や社会政策等の多様な文脈に位置づけられ、その文脈に即した敷衍が試みられているのが現状である。したがって、理論的な収斂は今後の課題であり、とりわけソーシャル・キャピタル論においてはその傾向が強い。小論は、移行過程の媒介項としてそれらを位置づけようとする場合に、それらが有する意義と限界・課題を検討するものであり、課題はその点に限定されている。とはいえ逆に、移行過程の媒介項という視点を設定することによって、ソーシャル・キャピタル論およびケイパビリティ論を統一的に理解する可能性

と意義も明らかになるように思われる。この点も小論の課題である。

1. 移行過程におけるソーシャル・キャピタルの意義をめぐって

(1) 移行規定要因としてのソーシャル・キャピタルの格差

小論の課題を探究する上で、移行過程におけるソーシャル・キャピタルの意義に関する平塚眞樹の整理は有益である[1]。平塚は、「キー・コンピテンシー」の学習は文脈依存性を特質とするため、「行為を生み出す機会・環境の平等な提供」が重要になるとした上で、そこで社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）がもつ意義に着目している。すなわち、ソーシャル・キャピタルは「何らかの信頼に媒介された関係性やコミュニケーションの場であることを通じて、人の行為を生みだす機会・環境として作用する」のであるが、その際の要点は「信頼」にある。平塚によれば、信頼は「人が自らの意思と行為で、自己・他者・社会に向かい、その世界に参加し、関係を取り結ぼうとする際の最も根底的な基盤あるいは条件」である。そのような意味での信頼に媒介された関係性（ソーシャル・キャピタル）の多寡・格差がキー・コンピテンシーの形成の格差に帰結する。

このような接近は、概ね首肯し得る。基本的信頼が人間存在そのもの、あるいは人格の安定性と密接に関わることからすると、「信頼に媒介された関係性」が存在することによって能動的な行為および経験、さらにはそれらを通した学習が成立しやすくなるという連関は成り立つように思われる。移行過程の媒介としてソーシャル・キャピタルの重要性が増しているとひとまず言える。

(2) 移行過程におけるソーシャル・キャピタルの意義に関する検討課題

しかし、その連関の論理的な構造を考えるためには、いくつかの検討すべき課題が存在する。

第一に、信頼とソーシャル・キャピタルとの関連がある。ソーシャル・キャピタルを「信頼に媒介された関係性」と言う場合、信頼が関係性の媒介項となっていることは明白である。それでは媒介項たる信頼はどのように生成するのか。また、この理解では信頼はソーシャル・キャピタルの構成要素であるが、要素としての信頼と全体としてのソーシャル・キャピタルとの区別をどのようにすればいいのか。ソーシャル・キャピタルの構造と信頼との関連の解明は依然として課題であろう。

第二に、ソーシャル・キャピタルを関係性として把握する場合の、関係の質の評価の方法である。一般には、「強い紐帯・弱い紐帯」、「結合型・橋渡し型」といった区別がなされている。これはソーシャル・キャピタルの類型論としては意味があるかもしれないが、ここで問いたいのはソーシャル・キャピタルとしてカテゴライズされる関係そのものの質、いわば本質論として見た場合の関係の特質把握である。

例えば、自立の基盤としての仲間がいじめの母胎に転化することは珍しいことではない。「紐帯」は安心の基盤であると同時に、自由を制約するものにもなりかねない。家族・学校・地域・職場のいず

れの世界においても同様の事態が生じうるのであるが、このような両義性を持ちうる関係の特質について、整理をすることが必要であろう。

第三に、ソーシャル・キャピタルと能力形成の関連論理の解明がある。平塚の提起では、「キー・コンピテンシー」という能力の獲得・形成はソーシャル・キャピタルの多寡に関わっているとされているが、そもそもソーシャル・キャピタルと能力形成の関連はどのように考えればよいのか。状況論的学習論は学習過程の分析方法に関する提起であり、如何なる学習であれ状況依存的であることを主張するものである[2]。その視点からすると、能力形成についても、「なすことにより学ぶ」というデューイの地平に戻って語るのではなく、いかなる状況がいかなる能力を形成するのかという点に踏み込んで検討することが必要であろう。

第四に、制度とソーシャル・キャピタルとの関連を検討する必要がある。これは平塚の提起というよりも、コミュニティの境界横断としての移行という定義と関わる。コミュニティの境界は、一方では制度によって確定されている。他方、コミュニティを当事者たちの活動に即して考える場合は、活動の動機（目的）が境界を確定する。後者が非制度的な境界であることは言うまでもない。この二つの相の区分はフォーマル／インフォーマルという区分にもほぼ対応する[3]。

このように考えればコミュニティの境界は二重であろう。学校は制度であるが、同時に仲間とともに構成する場でもある。したがって、ソーシャル・キャピタルが移行＝境界横断の媒介項であるとすれば、それは二重の媒介を果たしているように思われる。このような媒介構造を読み解くことも課題となるであろう。

以下では、これらの課題について若干の検討を試みたい。

2. ソーシャル・キャピタルと信頼

(1) ソーシャル・キャピタルの結果としての信頼

第一の論点から確認していこう。ソーシャル・キャピタルと信頼の関連については、既にジョン・フィールドによる批判がある[4]。フィールドはコールマンやパットナム、フクヤマが信頼をソーシャル・キャピタルの構成要素としていることを批判し、信頼が社会的ネットワークへのアクセスの必須要素であることを認めつつも、それはソーシャル・キャピタルの不可欠の要素というよりも結果として扱われるべきであると主張している。信頼自体が独立に変動する要素であるからである。経済システムや制度への信頼は、ソーシャル・キャピタルとは相対的に独自に規定されることを考えれば（パフォーマンスの安定性や技術的合理性、権力の正統性等）、このような批判も成立する。そのように見れば、ソーシャル・キャピタルは信頼を高める諸要因の一つとして扱われることになる。

筆者も、信頼はソーシャル・キャピタルの帰結として理解したほうがよいと考えているが、それは信頼といっても論者によってその内実は多様であり、その多様性を捨象してソーシャル・キャピタル

概念を構成しても理論的な生産性は高まらないからである。一般に信頼は、予期した事柄が実現する蓋然性の高さを意味している。蓋然性の高さは、さしあたり、規則や監視など諸個人にとって外的な要因、自己利益を最大化するための客観的合理性という外的かつ内的要因、道徳性のような内的要因に基づいて与えられると言える。例えば、コールマンは合理的選択論（＝自己利益の最大化戦略をとる主体）を基礎に置きつつ、選択の社会的文脈依存性を強調し、閉鎖的な社会構造が有する規範（例えば逸脱者へのサンクション）に信頼の根拠を置いている。この側面を強調すれば、主体間に直接的な信頼は成立せず、社会構造に対する信頼を媒介にして他者への信頼が生成することになる。これに対し、フクヤマはコミュニタリアニズムに立脚し、コミュニティの精神を共有する諸個人の間の信頼に焦点を当てている。両者の間では信頼の内実は異なるというべきであろう。

また、信頼の質的区分に関しては、アスレイナーによる戦略的信頼と道徳的信頼、および特定化信頼と普遍化信頼の区別がある[5]。アスレイナーによれば、特定化信頼は、仲間や「自分と似た人に対する信頼」とされ、普遍化信頼は自分と異質な他者、見知らぬ他者に対する信頼であり、彼らも「自分と同じ道徳的コミュニティにいる」ので基本的価値を共有するという信念に基づく信頼とされる。戦略的信頼は、特定の集団や人の行動予想に基づく信頼であり、コールマンの言う閉鎖構造における信頼と同種の論理構造をもっている。道徳的信頼は、たいていの人は基本的に自分と同じ道徳的価値観を共有しているという信念に基づく信頼である。しかしながら、アスレイナー自身が指摘するように、それらの連続性は自明ではなく、特に重要とされる普遍化信頼が生成・発展する条件と論理についても機序は明らかではない。

このような状況をみれば、仮に信頼をソーシャル・キャピタルの構成要素とする場合でも、少なくともいかなる信頼がどのような種類のソーシャル・キャピタルを構成するのか（例えば、特定化信頼は結合型ソーシャル・キャピタルを構成する、等々）を限定的に述べることが求められるはずである。しかし、そのような検討を進めようとすると、今度はあるタイプの信頼が何故、どのように生ずるのかは不問に付されるか、ソーシャル・キャピタル概念に外在的に与えられる可能性が高い。このような理論的一貫性の欠如は、信頼をソーシャル・キャピタル概念の構成要素とするという出発点に起因するように思われる。そうであれば、信頼はソーシャル・キャピタルの帰結として理解し、いかなるソーシャル・キャピタルがいかなる信頼の生成・発展にどのように影響を及ぼすのかを問うほうが理論的な整合性が高くなるのではなかろうか。

問いをそのように立てると、信頼概念を含まないソーシャル・キャピタルとは何かが問われることになるが、規範の構造・社会関係の質、そしてそれらを生みだす活動の質に即してそれを理解することは可能であろう。上述の簡単な参照からもわかるように、信頼の種差が生ずる理由は主体と社会システムの関連を理解する方法（社会モデル）の差異にある。戦略的信頼は近代経済人モデルのように合理的戦略を採る主体からなる社会を想定している。道徳的・普遍的信頼は道徳的コミュニティの共通性を有する社会を想定している。つまり、これらの種差は主体の社会的性格、行為の原理、規範の

社会的基盤に分節化され得る構造の差異を反映している。そうであれば、この点を手がかりにして、信頼概念を規定する構造をソーシャル・キャピタルとして把握することは可能であろう。

(2) 信頼の存立構造と発展過程

以上で確認したように、信頼をソーシャル・キャピタルの構成要素として位置づけるためには乗り越えるべき課題があり、筆者は現時点ではフィールドのいうように、それは構成要素ではなく帰結として理解したほうがよいと考えている。しかし、信頼の有無・高低が移行過程支援を含む支援実践において重視されるべき要因であることは事実であり、また他者・自己への信頼を高めることが実践課題になることも容易に確認できる。したがって移行過程支援実践としての教育実践を念頭に置いた場合に、信頼（ここでは他者・自己への信頼に限定）は、ソーシャル・キャピタルの帰結であるとしても、信頼は捨象してよい要素ではなく、むしろソーシャル・キャピタルとの関連も含めた＜信頼―ソーシャル・キャピタル＞の総体を把握することが実践上、したがってまた理論的にも求められる。

そのためにはまず、信頼の構造と発展形態について暫定的な整理をしておく必要がある。先にアスレイナーによる特定化信頼と普遍化信頼の区別を確認したが、この区別の形式自体は実践的な見地から見ても有効である。居場所的な集団の中で仲間への信頼が形成されることは多くの実践で確認できるが、それが直ちに不特定の他者あるいは社会への信頼に連続するとは言えないこともまた容易に確認できる事実である。とりわけ、排除された経験を有する場合は、自らを排除した社会を再度信頼することは容易ではない。したがって、特定化信頼と普遍化信頼の間には、何らかの壁が存在すると言える。

しかし、社会的に排除された若者の移行支援などの実践では、その壁をどのように乗り越えるのかが焦点になっている。ここでいう「社会への信頼」とは、既存の社会を無批判に受容し適応することを意味するのではなく、適切な批判によって社会を変えることができること、あるいは他者とともに（協同で）自己の存在の安定化や発展を実現できる社会であること等の了解がその内実である[6]。そのような実践的な要請からすると、特定化信頼と普遍化信頼の壁を越える連続性を解くことが理論的な課題となる。

その課題に応えるには実践分析を含む実証的なデータの積み上げと分析が必要であるが、現時点でもいくつかの仮説は考えられる。例えば、アスレイナーによるもう一つの信頼区分、すなわち戦略的信頼と道徳的信頼の相互作用としてその検討を進める事が考えられるかもしれない。とはいえ、戦略的信頼論が合理的選択論に基盤を置く限り、普遍化信頼の根拠となる道徳性の発達論も功利主義的なものに留まってしまうであろう。言い換えれば、方法論的個人主義に立脚する限り、相互の不信を前提にした戦略的信頼論の枠を超えることは困難であるよう思われる。

この点に関わって、筆者はかつて生活記録実践に即して、由里洋子によってなされた仲間への信頼感と不特定多数への信頼感の区別と関連を確認した[7]。そこでの信頼の基盤は、表現したことを「受け

止めてもらえる」という見通しにあり、その根拠は問題＝矛盾の共有にある。特定の他者への信頼は、自助グループのように個別経験の同質性を確認することによって生ずる矛盾の共有であり、不特定の他者への信頼は、学習によって形成された教養に基づいて他者の抱える矛盾を理解することが根拠であった。つまり、信頼の根底には同じ社会を生きる者として抱える矛盾がある。浦河べてるの家の言葉を借りれば、「弱さ」が絆になるのであるが、お互いの「弱さ」（生きづらさ）への共感と理解の深まりが連帯感に支えられた信頼を生みだすと言える。このような信頼論に基づくことにより、特定の他者への信頼から不特定の他者への信頼は連続的な発展過程としてとらえることができるのではなかろうか。生きづらさ自体が普遍性を有するが故に、個別経験の理解の深まりが普遍的な信頼を導く契機になる。このような一連の理解の深まりが道徳性の発達をもたらす。

但し、このように理解される信頼は、先に言及した基本的信頼とは区別されねばならない。基本的信頼は「他者との関係において存在する自己」という自己の存在構造そのものの安定性に密接に関わる概念である。この信頼が形成されなかったり破壊された場合は、J.L.ハーマンが『心的外傷と回復』で指摘したような様々な精神症状が現れることになる。したがって基本的信頼が破壊された場合には、治療を含む臨床的対応（１対１の対応を含む個別的ケア等）が不可欠である。そのうえで、基本的信頼の回復が自己の回復の過程である限り、それは社会との「和解」[8]を見通してなされる必要がある。すなわち、特定の他者（仲間）への信頼から不特定の他者（社会）への信頼の回路が開かれている場で、その回路との連続性を見通しつつ、援助がなされることが不可欠であろう[9]。

以上のように、信頼そのものについては、自己の存在に関わり他者関係の展開を支える基盤に位置する基本的信頼、同質的であることを特徴とする特定の他者に対する信頼、異質性を前提とした不特定の他者に対する信頼の三層を区別しつつ、その総体として理解する必要がある。その上で、次にはソーシャル・キャピタル概念との統合が問題となるのであるが、その検討のために信頼を生みだす基盤としてのソーシャル・キャピタル概念について再度、吟味し、その後にその批判的展開としての試論を提示したい。

3. ソーシャル・キャピタルからケイパビリティ・アプローチへ

（1）ソーシャル・キャピタルと正義

コールマンとは相対的に異なる論理でソーシャル・キャピタルと信頼との関連を問うたのがパットナムである。周知のようにパットナムはトクヴィルの論理を高く評価し、自身のソーシャル・キャピタル論の基盤にしている。とりわけ市民共同体への着目には注意すべきであろう。パットナムは、トクヴィルに依拠しつつ、市民共同体において市民性（シティズンシップ）が涵養され、互酬性と協力という水平的関係が発展するという。それはまた協力と互酬性に加え、連帯や公共心といった「心の習慣」の形成にも結び付くと理解されている[10]。

つまり、規範・道徳性を協同性との関連で問うことによって、自発的結社や回転信用組合等の活動の副産物としてソーシャル・キャピタルが形成されることをパットナムは主張した。信頼をソーシャル・キャピタル概念に含めることへの批判はこれまでに述べたとおりであるし、その議論にコミュニタリアン的な側面が含まれていることも周知のことであろう。しかし、ここでは協同性とソーシャル・キャピタルが連続的にとらえられていることに注目しておきたい。

さらに、コミン & ケアリーは、このような立論を見るとパットナムの議論が「キャピタル」という概念で総括されてはいるものの、実質的には社会の構成原理としての規範や正義に焦点があると評価している[11]。シティズンシップに象徴されるように、パットナムのソーシャル・キャピタル論は現存の社会関係を構成し支える基底的な位置と価値を議論しているというのが、彼らの理解である。彼らはソーシャル・キャピタル論を正義論として読み替える可能性を探究していると言って良い。
同時に、それがパットナム批判の焦点でもある。すなわち、パットナムにおける規範分析は責任性（responsiveness）と効率性（efficiency）に限定されており、正義と平等はソーシャル・キャピタル概念の構成上、無視されていると言う[12]。規範を問題にするにも関わらず、その内容に問題があるという指摘であるが、彼らは、その背景にパットナムがコミュニティや協同を（経済成長等のパフォーマンスのための）道具という視点から論じていることがあり、社会を構成する基盤に位置するものとしてソーシャル・キャピタルを理解すれば、道具的視点や「資本」としての概念化を乗り越えていくことになるという。筆者も、この点にこそパットナムがソーシャル・キャピタルを「キャピタル」として総括する原因があることに同意するが[13]、協同の位置づけと評価については後に改めて言及する。

以上のような理解に立って、コミン & ケアリーは、ソーシャル・キャピタル論を正義論として成就させるためには、ロールズの正義論を拡張したセンの議論を補う必要があるという。センは、自由の道具的役割と構成的役割を区別し、後者は発展・開発の目的を構成すると主張している[14]が、そこでの自由は同時に、開発が正義に適うか否かを判断するための材料でもある。正義を検討するために求めるべき情報（情報空間：informational space）を基本財（ロールズ）でも効用（功利主義）でもなく、ケイパビリティ・機能に拡張したセンの議論は、ソーシャル・キャピタル論との接合の可能性が高いように見える。「パットナムは資本ではなく、ケイパビリティの一種に言及している」というのが彼らの結論の一つである。

確かに、両者を重ね合わせた上に浮かび上がる地平がソーシャル・キャピタル論の批判的展開のためには必要であろう。もちろん、センのケイパビリティ論とソーシャル・キャピタル概念は完全に、あるいは直接には重ならない。センの正義論は「本質的（Substantial）自由」[15]の実現に焦点が当てられているが、それは代替的な機能ベクトルの集合としてのケイパビリティ（「ある人が価値あると考える生活を選ぶ真の自由−潜在能力−」）の豊かさによって保障されるのであり、代替的な機能を選ぶためには、経済的条件のみならず教育機会や参政権などの民主的権利等の拡充がなされていなくてはならない。つまり、ケイパビリティの保障のためには「人間の安全保障」のための政策的制度的介入が

求められる。このような論理は、これまで主としてインフォーマルな領域でソーシャル・キャピタルが論じられていたことを考えると、ソーシャル・キャピタル論の領域を超えて構成されていると言える。しかし、ここでの焦点は、制度・政策的介入を規定する社会規範としての正義にある。それがインフォーマルな次元でいかに生成するのかを問うことで、両者の関連が得られるであろう。

以上のような区別の側面に鑑みれば、筆者は両者の存立次元を区別した上で、ソーシャル・キャピタルと正義との関連を問う必要があると考える。それはケイパビリティの保障を求めるような正義の生成を見通すことが移行過程支援の実践との関連においては必要であるからでもある。そうすると、先の信頼論と併せて＜信頼−正義[ケイパビリティの向上]−ソーシャル・キャピタル＞という三項連結が得られる。先に、信頼は予期や期待の実現に関する蓋然性の高さであると述べたが、その蓋然性の高さは正義あるいは共通の正義感覚の存在によって高まる。そしてセンの正義論を前提にすれば、ケイパビリティを高める一つの要因としてソーシャル・キャピタルを位置づけることができる[16]。その関連を逆から読めば、ソーシャル・キャピタルが生成させる正義が、ケイパビリティを高めるような制度・政策対応を含む社会的実践を産出すると言える。

（２）ケイパビリティ論の課題

以上の三項連結を踏まえると、次の課題は正義の生成論理あるいは存立構造をソーシャル・キャピタル論との関連で理解することである。正義が実現する社会的条件を問うことと言ってもよい。もとよりケイパビリティ論は開発政策の批判と代替的方向性（「人間の安全保障」）を示すことが主題であるが、それでも政策が様々な社会状況において自由のシステム的連関を実践的に産出するためのものであるならば、さらに踏み込んで実践内在的な正義概念の形成論理を探究する必要がある。

しかし、合理的選択論を基盤にしたソーシャル・キャピタル論を出発点に置くと、アトミスティックな個人を前提とした自由と平等が語られるに留まるであろう。そこにはケイパビリティを高めることとして自由や平等を理解するセンの議論との連続性は見出し難い。他方、正義の生成についてセンの提起に即して見ても、管見の限りでは、参加とそれに基づく公共的討議、それらを保証する教育に委ねられるとする以上の論理は見出せていない[17]。ここにはソーシャル・キャピタル論との接点は見出しがたい。それでは、ケイパビリティ論とソーシャル・キャピタル論を関連づけるための課題をどのように考えればよいのか。

再度、コミン ＆ ケアリーを参照すると、これまでの彼らの提起から次のような手がかりを得ることができる。

１）ソーシャル・キャピタルとして議論されてきた対象は、資本というよりは何らかの社会的な「可能性」（ケイパビリティ）であるとしても、ケイパビリティとソーシャル・キャピタルを直接、重ね合わせることは難しいという小論の視点からすると、彼らが指摘する「可能性」そのものについて限定的に理解する必要がある。ケイパビリティは個人の有する本質的自由であることからすれば、ここでの「可能性」をひとまず諸個人の有する可能性として理解しよう。そのように考えれば、可能性を能

力概念との関連で検討することが一つの課題となる。つまり、ソーシャル・キャピタルは如何に能力を高めるのかという問いが、正義とソーシャル・キャピタルとの関連を検討するための一つの手がかりになる。

２）但し、個人を単位とすることについて、コミン ＆ ケアリーは慎重であったが、その背後にはセンのケイパビリティ・アプローチが個人主義の枠内にあるという批判の存在がある。彼らはそうした批判には単純に同調していないが、そこではセンの主体概念の評価が論点になっている。この点は正義とソーシャル・キャピタルの関連を問う場合でも重要である。既に言及したように、ソーシャル・キャピタルの種差は論者の社会モデル、つまりは主体像の差異を反映している。したがって、主体の存立構造について確認することが、もう一つの手がかりを与えるであろう。

３）以上に付随して、関係の質が第三の手がかりになる。センは正義に関する自身のスタンスに関して、「正義の観念が一番大きな意味を持つのは、世界が正確にどのようにあるべきかについて何か現存する方式を考案することよりも、明白な不正義が何であるかを明らかにするときである」と述べている[18]。何が不正義かを議論するために「評価の情報ベースを正しく理解すること」が重要であるという。この論点も小論では保留せざるを得ないが、ケイパビリティが欠如する状態（貧困）を不正義として認識し、それを是正しようとするならば、何故欠如が生じたのかを分析することが必要であろう。そのためには、エンタイトルメントの不平等な配分や参加の実質的制限等々が何故生ずるのかを分析するための枠組みを検討しなければならない。ソーシャル・キャピタル論には社会的排除への対抗可能性の解明という期待も寄せられているが、同時に「結合型」の抽出に示されるように、ソーシャル・キャピタルが排除性を持つ可能性についても既に理論的に確認されている。このような状況に鑑みれば、正義とソーシャル・キャピタルの関連は、各々の次元を構成する関係の質に即して検討する必要がある。

以上の手がかりは、小論の冒頭に掲げた第二・三・四の論点とも重なる。小論では必ずしも結論を出すまでには至らないものの、それらの論点を深めることを次に試みたい。

４．主体・能力・関係

(1) センの主体概念の意義

第一に、センは「倫理的個人主義」であるという評価について確認しておこう。確かに、センは個人の自由を開発・発展の目的・指標として強調するが、周知のようにそれが社会的に産出されるものであることに一層の強調点がある[19]。このような理解は、開発主義的な独裁国家による抑圧への批判として実践的意義を有し、理論的にも個人と社会の二元論を乗り越える可能性を有する提起として注目しうる。センは次のように述べ、個人の自由と公共政策の発展の双方向的な関連を指摘している。

「これらの能力（−capabilities：引用者注）は公共政策によって向上させることができるが、その一方で公共政策の方向は、一般大衆の参加能力（participatory capabilities：引用者注）の有効な

活用によって影響され得るのである。」[20]

この理解の背後にあるのが、能動的主体としての個人である。

「われわれが大切にしたいという理由のある自由の拡大は、暮らしをより豊かで束縛の少ないものにするだけでない。それは私たちが社会的により完全な人間になることを可能にしてくれるのである。自分自身の意志の力を行使し、生きる世界と相互作用しあい、その世界に影響を与えるということである」[21]

そのような人間は「エージェント」と呼ばれ、世界に影響を与える能力（ability）を有し、行動し、変化をもたらすとされている。センがここで描いているのは、諸個人を主体とする自由のシステム的連関と言って良い。その連関を産出する主体（＝自由な存在）としての個人を目的・指標とすることによって、同時に社会の構造が審判されることを考えれば、個人主義という評価は当たらない。むしろ、センの議論は、システムを形成する根源的主体の解放論として読み込む可能性を与えていると評価すべきであろう。

このような理解が成り立つとすれば、不正義は根源的主体がその位置を喪失し、自立したシステムの構成要素、あるいは従属変数として位置づけられることにある。逆に、正義は諸個人が根源的主体としての実質を、当該社会の歴史的条件に応じて回復することにある。ソーシャル・キャピタルは、根源的主体（センにならえばエージェント）の形成・発展・回復を伴うものとして概念化されることが必要であろう。

（2）媒介項の矛盾把握

次に関係の質の問題に移ろう。ケイパビリティ論では、選択の自由を保障する選択肢や代替的機能ベクトルの多寡が問題とされる。その上で、政治的・市民的自由などの道具的な自由が有する意義についてもケイパビリティの欠如としての貧困との関連で言及されているが、貧困線をめぐる攻防局面のみならず、貧困に至る過程と論理、および貧困から脱出し主体（エージェント）としての個人が確立していく過程と論理に関心を寄せるなら、関係の有無や多寡という問いだけでは不十分である。例えば、教育の機会が保障されていても、その教育によって排除され選別されることは周知の通りであるし、参加という同意調達メカニズムにより権力が正当化され、場合によっては強化されることもあり得る。

そのような関心からすれば、選択肢や関係の質を問うことが不可欠であろう。代替的機能ベクトルの自由度は関係の質によっても規定されている。経済的諸関係においては、使用価値と価値の矛盾に基づく二重性が生じており、公務労働や国家には市民社会内部の二重性が反映している。個人と社会という二項の対立や分裂という現象が、広範な社会的諸関係に見られることは言うまでもない。これらの二重化現象が、諸個人の機能に対立と矛盾を引き起こし、場合によっては機能停止状態を引き起こしている。コミュニケーションに即すると、関係の二重化は相反する向きのベクトルが同時に存在

し、相互に否定しあうメッセージが一つの関係の中に併存している事態と言ってもよい。そこでそれぞれのベクトルが相互に転化するようになると、様々なズレ（差異）やコンフリクト（対立・矛盾）が生じることは避けられない。

さらに、学校、家庭、職場、地域、自発的団体等々の関係やそこで形成される機能が、相互に関連して個人としての「生きづらさ」を生みだしていることを考えれば、ケイパビリティの内部構造（個々の機会や関係の質とその相互関連の質）をも問う必要がある。おそらく二重化した諸関係が相互に関連しあうという複雑な構造が見いだせるであろう。

ソーシャル・キャピタル論の場合も同様である。「強い」「弱い」という現象的区別ではなく、構造的関連が問われねばならない。このような分析を進めれば、ケイパビリティもソーシャル・キャピタルも矛盾を含みつつ存在するものとして理解することが必要であろう。この矛盾の特定ができたときに、それを解決する実践過程を実践内在的かつ客観的に把握することができ、先に指摘した正義の実践的生成過程についても、分析枠が提起できるように思われる。

（3）能力の構造的把握

第三は、能力の把握の仕方である。ケイパビリティ論では、個人の能力も社会的であることが強調されている。

「自分の潜在能力をどう使うかを決めるのは自分である。しかし、ある人間が実際に(たんに理論的にあるとされるのではなく)持っている潜在能力は、社会的制度の性格にかかっている」[22]

代替的な機能の選択やそれに基づいて人生を自由に創造することを、孤立した個人としてなしえないことは、我々が社会的存在であることを考えれば自明である。問題は、その前提の上で、実際にはどのように選択や創造がなされるのかという点にある。この点では、ヌスバウムによるケイパビリティの区分が有益である。ヌスバウムは、ケイパビリティを基礎的ケイパビリティ（個人の生来の資質）、内的ケイパビリティ（個人が必要な機能を実践するための十分条件）、結合的ケイパビリティ（内的ケイパビリティが、その機能を発揮するための適切な外的条件が成熟している状態）の３つに区分している[23]。ヌスバウムはこのような区別を示した上で、人間の中心的ケイパビリティのリストを示し、それらが結合的ケイパビリティとして社会的に整備されることによって、機能実現の内的・外的条件が整うと指摘している。

「リストに示したケイパビリティは結合的ケイパビリティでなければならないと主張することによって、物的社会的環境の二重の重要性、すなわち、内的ケイパビリティを訓練することと、訓練を受けた者がそれを実現するということの重要性を主張することになる」[24]

この指摘は、諸個人の内的資質として理解されがちな能力が、実は結合的ケイパビリティに支えられており、個人内に存在すると見える能力は、その内的な反映、つまり内化されたものであること、そしてそのように内的ケイパビリティが獲得されることを前提条件として、結合的ケイパビリティが

諸個人の自由を実現する条件となることを意味している。このような関連構造を踏まえることによって、いかなる結合的ケイパビリティがいかなる内的ケイパビリティを形成するのかという問いを立てることができる。さらに、物的社会的環境として整備されたものが、「結合的」たり得るのか否かという問いを立てることも可能である。この場合の「結合的」とは、内的ケイパビリティの形成や発揮を支えるという意味で発達保障機能を有することを意味している。この意味では「発達的ケイパビリティ」と呼ぶこともできよう[25]。このように理解してよいとすれば、ヌスバウムは整備されるべき環境の質を一歩踏み込んで問うていることになる。

ではその内実は何か。再びセンに戻れば、諸個人は社会環境を作り出すエージェントとして理解されていた。この点を踏まえると「発達的ケイパビリティ」は、エージェントの形成に結び付くものである必要があるであろう。端的には、そのような主体が形成されるような何らかの学習機能が組み込まれていることが必要である。それは単なる教育機会という意味ではなく、政治や経済や文化の実践的な末端[26]でエージェントが形成されるような学習機能である。

ここまでの検討によって、ケイパビリティとしての能力は、少なくともヌスバウムの言う三つの相の構造として理解する必要があり、さらにそれが内化のメカニズムを含む限り、静態的な構造ではなく、学習という能動的な機能を内在化させた動態的構造として把握せねばならないことが確認できる。すなわち、それは発達の可能性を内在化させた能力であり、自己媒介的な構造を有するものと言えるのであるが、その具体的形態をどのように措定すべきか。内化は注入ではなく、主体の能動性の発揮に基づく。すなわち、行為や活動という実践の過程で内化が生ずるのであるが、そのような視点からすると、ソーシャル・キャピタルは能力とその発揮としての活動というモメントを基軸に構成されるべきであろう。社会システムを構成する次元での活動は何らかの協同性を内在させているはずであり、その協同の活動を通して能力も協同的に形成されると言えよう。協同の過程が学習機能を含んでいることは言うまでもないが、この点については以下で言及する。

正義とソーシャル・キャピタルの関連については、以上のような論点を踏まえて検討する必要があるし、これらの論点に回答しつつ、両者の関連論理と具体的な関連形態を見出していく必要がある。さらに、それらと信頼との関連を問うことが課題であることも既に確認したとおりである。これまでの検討の総括を兼ねて、最後にこの課題について試論的に言及しておきたい。

５．協働的活動システムとしての統合可能性：まとめにかえて

まず、以上の諸論点の関連を整理しておこう。小論の出発点は移行過程の媒介項の構造を明らかにすることにあった。ソーシャル・キャピタルは能力形成に密接に関わるという平塚の提起を受けて、ソーシャル・キャピタルの構造を検討した結果、小論ではソーシャル・キャピタルから信頼を除外し、その上でその両者を統合して検討することにした。信頼そのものも移行過程の媒介項として大きな役

割を有するからである。そして、信頼を生みだす根拠に正義を置き、正義を媒介項として信頼とソーシャル・キャピタルを統合する可能性を検討した。コミン & ケアリーを参照しつつ検討した結果、パットナムは市民共同体への参加による規範形成に着目しており、協同と正義の関連を問う回路を開いたが、その論理的関連は必ずしも明確ではないことを確認した。この点では、ケイパビリティを正義の基盤とするセンのアプローチが有益な示唆を与えており、ケイパビリティ論における正義概念を実践的な生成過程として把握すること、つまり、ソーシャル・キャピタル論の地平に引きつけて展開することが求められる。その際には、ケイパビリティ論において切りひらかれた能力の構造論を、再度、ソーシャル・キャピタル論の地平において展開することも必要になる。このような検討を通して、移行過程の媒介項として＜信頼−正義−ソーシャル・キャピタル＞の三項連結を見出すことができ、その構造を問うことが課題となる。

このような課題に応えるのは容易ではないが、暫定的な回答として、協同性の発展論を基軸においた移行過程媒介論を提起したい。協同性の発展については、協同蓄積論として既に本誌においても言及した[27]。紙幅の都合もあり、ここでは詳細は繰り返さず小論の論点にひきつけて、その論理を要約しておく。私的所有者としての形式的自立性が実質的に侵害されることへの異議申し立てとして協同が生成するが、そこでの正義概念は私的所有者としての相互承認に基づく（自由・平等）。ところが共通の目的を実現する活動が協働として展開されると、労働する主体としての相互承認が求められ、そこから新たな正義原理が生成する。現実の協働は、この二つの正義原理の衝突の過程である。それが労働する主体としての正義原理が優位に立って統一されるときに、新たな所有関係としての共同が生成する。そこでは労働する主体が協働という活動において経験してきた連帯・平等・自由が、正義の原理として定着する。

この枠組みに依拠すると、上記の諸課題に対して、ひとまず以下のような回答が可能である。第一に、信頼の基盤としての正義は協同性の発展に伴って脱構築される。協同の段階では、互いの「生きづらさ」を共通項とし、その限りで同質な他者の間での共感が基盤になっているものの、同時に、私的所有者としての形式的自立性に支えられた原理（＝自己責任論）が影響力をもっている。したがってパットナムのいう均衡的互酬性が支配的である場合も多い。しかし協働の経験を通して活動の協働的性格、つまり協働によってのみ生じ個人には還元できない力（能力）が確認されると、それに伴い一般的互酬性の規範が生成する。この経験を経て、協働の主体としての自由を生みだす協働そのものの価値も顕在化し、協働は手段から目的に転化するが、それはセンのいうエージェント、ヌスバウムのいう実践理性と連帯に支えられた主体が実践的に立ち現れることを意味している。それを通して、望ましい人生を自ら創造する主体として生きることの価値が顕在化するとすれば、センの言う本質的自由が「人生を協働的に創造する主体としての自由」という内実を伴って実践の価値に組み込まれると言えるからである。

第二に、協同性の発展に伴う正義概念の転換に伴って、信頼も同質の他者への信頼から異質な他者

への信頼に発展する。それは一方では個人に還元できない力が自覚され、異質と思われた他者に対する個体主義的な理解の枠（バリアー）が撤廃されるからであるが、他方では協働を編成する過程における対話を通して、形式的自立性の背後に隠されていた個々の事情や「生きづらさ」が共有されるからである。つまり、相互の他者性（異質性）を規定していた内的事情を、協働における衝突を通してより深く理解することによって、個々の特殊事情が有する普遍的性格が理解され異質な他者への信頼も可能になる。

第三に、能力理解も既述のように、個体主義的な能力観から協働的に生成される能力観へと転換する。さらに、協働により生ずる剰余は新たな協働の社会的資源となるため、協働の再生産によって協働的能力の社会的・蓄積的な性格が一層強まる。ケイパビリティの高まりといってもよいであろう。

第四に、小論では殆ど言及できなかったが、協同性の発展過程は、コミュニティの境界の二重性を超えていく一つのパターンをも示している。現行制度は基本的に私的所有者としての市民を主体として設計されている。したがって制度的コミュニティの境界は、私的所有者としての自立を前提として設定されている。他方、そのコミュニティ内で様々な契機に基づき協同性が発展していくが、それはインフォーマルな「コミュニティ」を形成する[28]。その「コミュニティ」は必ずしも私的所有者としての属性に基づいて形成されるもののみではなく、例えば仲間のように相互の生活の総体性を保持できる主体からなるものも含んでいる。後者が協同性の発展に伴って形成されるとすると、コミュニティの二重の境界の横断過程で生ずる困難、特にフォーマルな境界に付随する制度的段差のような困難は、協同性の発展の在り方に即して現象形態が変化するであろう。支援実践の立場からすると、協同性の発展を支援することによって、制度的段差を連続化するような解決策を見通すことができるであろう。

第五に、協同性の発展は、私的所有者からなる市民社会の矛盾の一つの解決過程であるが、協同自体もまた矛盾を含みつつ展開する。しかし、この矛盾そのものが新たな能力や関係を生みだす潜在的可能性を与えている。その可能性を実現する条件を諸個人が自ら、あるいは集団的に産出する時に、当事者たちは文字通りの意味で自由な主体になる。

その過程は集団的な学習過程でもある。個別経験の普遍性を読み取り、対象化された活動の中に自分たちの能力や課題意識の普遍性を読み取るからである。さらには私的所有者の地平から離れた新たな価値観や世界観も協働で探究されていくであろう。

このように見れば、ソーシャル・キャピタルとして議論された領域における協同性の発展は、内的ケイパビリティを高める結合ケイパビリティの核心に位置している。とりわけ協働の経験を通して諸個人は自らの普遍性を自覚するとすれば、ケイパビリティ論が前提としていた主体は、こうして形成されると言って良い。協働の経験の上に成立する共同は、以上のようなプロセスを含むという意味で「人が育つコミュニティ」であり、それは自己媒介的な能力の構造が社会的に実現したものである。

最後に、このような協同性論と信頼論を結合することによって、移行過程における自己再構成の論

理を構造的に分析することが可能になるように思われる。

---

[1] 平塚眞樹「移行システム分解過程における能力観の転換と社会関係資本」『教育学研究』第 73 巻第 4 号、2006 年

[2] J.ean Lave＆Etiene.Wenger (1991), *Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*, Cambridge University Press（Ｊ．レイブ＆Ｅ．ウェンガー（佐伯胖訳）『状況に埋め込まれた学習』、産業図書、1993 年）

[3] ここから制度的な境界横断とコミュニティの境界横断の区別と関連が問題として浮上する。拙稿「移行過程支援研究の課題」（『子ども発達臨床研究』第 3 号、北海道大学大学院、2009 年）では、前者を学校から社会への移行のような垂直的移行、後者を当事者の世界の中での水平的移行として把握した場合の両者の関連について検討した。

[4] John Field (2003), *Social Capital*, Routledge, pp64~65

[5] 宮川公男・大森隆『ソーシャル・キャピタル』、東洋経済新報社、2004 年、pp20~21

[6] この点は、J.L.ハーマンが指摘する「回復の三段階」の第三段階とも関わる。拙稿「若者支援実践への学習論的接近の課題」『生活指導研究』No25、2008 年でもその点に言及した。

[7] 拙稿、文章クラブ「色えんぴつ」における意識変化、山田定市編著『地域づくりと生涯学習の計画化』北海道大学図書刊行会、1997 年 pp160~161

[8] ハーマンの主張する「回復の 3 段階」の第三段階に該当する。また、向谷地生良・辻信一『ゆるゆるスローなべてるの家～ぬけます、おります、なまけます』大月書店、2009 年、pp113～114 も参照。

[9] この点については、拙稿「若者支援実践への学習論的接近の課題」『生活指導研究』No25、2008 年を参照されたい。なお、基本的信頼が破壊されたり形成されなかったために他者関係に困難が生じる場合と、基本的信頼がありつつも他者関係が無効化されたために、基本的信頼が破壊されたり形成されなかった場合と同様の対人現象が生ずる場合は、その連続性に注意しつつも区別する必要がある。

[10] Robert Putnam, *Making Democracy Work* (1993), Princeton University Press（R.パットナム（河田 潤一訳）、『哲学する民主主義』NTT 出版、2001）

[11] Flavio Comin & Frank Carey (2001), *Social Capital and the Capability Approach: are Putnam and Sen incompatible bedfellows?*, St. Edmund's College, University of Cambridge, mimeo.

[12] 同上、ｐ７。彼らは、当該箇所で次のような指摘も行っている。「経済成長へ貢献するが、社会の最も貧しい人々の権利を堀崩すソーシャル・キャピタルのありかた（arrangement）をどう評価すればいいのか」

[13] 本誌前号の拙稿「批判的ソーシャル・キャピタル論の提起」では生活の総体性を維持するソーシャル・キャピタルのありかたが問われるべきであり、その課題に応えて自らの資本形態を批判するソーシャル・キャピタルを暫定的に批判的ソーシャル・キャピタルと総括しておいた。

[14] Amartya Sen (1999), *Development as Freedom*, Oxford University Press, pp36～37（A.セン（石沢雅彦訳）『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000 年、pp38~39）。なお、訳書では Constitutive Role が本質的役割と訳されている。

[15] 同上書においては、Substantive Freedom は「本質的自由」と訳されているので、ここでの表記もそれに従ったが、実質を伴う自由というニュアンスを確認しておくべきであろう。

[16] センの自身は、ソーシャル・キャピタルについて、所得と福利の関係が変化する諸要因の一つとして位置づけている。同上書、p79

[17]「何が正義であり、妥当なことなのかについて個々人がどのように認識するかは、個人が自分の自由をどのように活用するかに影響を与えるが、そのような認識は社会的連携にかかっている。特に、意見を交換しながら皆が共有する認識を形成すること、そして問題や是正策を力を合わせて理解することにかかっているのである」、同上書、p31

[18] 同上書、p331

[19]「個人の自由は本質的に社会的産物である。そして、(1)個人的自由を拡大する社会体制と、(2)個々人の生活を改善するだけでなく、社会制度をもっと適切で有効なものにするために個人の自由を行使すること　の間には双方向の関係が

存在する」、同上書、p31

[20] 同上書、pp16~17

[21] 同上書、p13

[22] 同上書、p332

[23] Matha C, Nussbaum (2000), *Women and Human Development ～ The Capability Approach*, Cambridge University Press. （マーサ・C・ヌスバウム（池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳）『女性と人間開発』、岩波書店、2005 年、pp98~100）

[24] 同上書、p101

[25] ここまで視野を広げれば、基礎的ケイパビリティについても社会的に規定され、発達的ケイパビリティとの関連で検討すべきと主張できよう。何をもって基礎とするかは社会的に確定されるからであり、例えば何らかの障がいがあっても、直ちに基礎的ケイパビリティを欠くとは言えない。

[26] これは宮原誠一による教育の本質規定。宮原誠一「教育の本質」『宮原誠一教育論集』第一巻、国土社、1976 年、p23

[27] 拙稿「協働の社会教育」『社会教育研究』No23、2003 年、および拙稿「協同における正義概念の構造」『北海道大学教育学部紀要』、1995 年を参照されたい。

[28] ここでの「コミュニティ」は筆者のいう協同性の発展の最終段階で生成するコミュニティとは異なり、協同性の発展に伴って形成される種々の集団を指す。